

令和5年度教育委員会所管5月補正予算（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を知事に回答する必要があり、公立高等学校等奨学給付金支給費及び県立学校給食費等軽減対策支援金の令和5年度教育委員会所管5月補正予算（案）に対する意見について、教育長による事務の臨時代理により「教育委員会として特に意見はない」旨の回答をいたしましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和5年5月12日

総務課

令和5年度 5月補正予算（案）

事業名	補正予算額	内 容
1 公立高等学校等奨学給付金支給費	千円 115,740	<p>物価高騰の影響を受ける学習費の加算</p> <p>対象者 生活保護世帯、県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯、家計急変により県民税及び市町村民税所得割額が非課税と認められる世帯</p> <p>加算額 1人あたり10,000円</p>
2 県立学校給食費等軽減対策支援金	42,261	<p>県立学校の学校給食費等への支援</p> <p>対 象 県立夜間定時制高等学校 県立特別支援学校（寄宿舎を含む）</p>

[単位：千円]

区分	当初予算額	5月補正予算額	補正後現計予算額
教育委員会所管予算	423,033,766	158,001	423,191,767